

# News Release

平成 26 年 3 月 31 日  
N I T E ( ナイト )  
独立行政法人製品評価技術基盤機構

## P R T R マ ッ プ ( 平成 24 年度版 ) の 公開

N I T E ( ナイト ) [ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長 : 安井 至、本所 : 東京都渋谷区西原 ] は、化管法<sup>※1</sup>の P R T R 届出データを活用し、市区町村ごとの排出・移動量やそれをもとに推計した化学物質の大気中濃度を表示する「P R T R マップ」について、平成 24 年度に届出されたデータを追加し、平成 26 年 3 月 31 日 ( 月 ) に公開します。

1. P R T R 制度は、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質 ( 第一種指定化学物質<sup>※2</sup>として 462 物質が対象 ) について、環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者<sup>※3</sup>が自ら把握して国に報告し、さらに国は事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する制度で、平成 13 年 4 月から実施されています。
2. P R T R マップは、届出対象事業所から報告された化学物質の排出量を地域ごと ( 市区町村単位 ) に表示する「排出量マップ」と、届出対象及び届出対象外の事業所、家庭や自動車等の乗り物などからの排出量を基に推定された大気中の化学物質の濃度を 5 km 平方のメッシュごとに表示する「濃度マップ」から構成されています。
3. P R T R マップは、地域住民とのリスクコミュニケーション、地方自治体の化学物質管理施策の推進及び事業者による化学物質の自主管理の促進に活用いただけます。
4. 今回、平成 24 年度に事業者から届出されたデータ ( 平成 23 年度の排出量・移動量 ) を追加し公開します。P R T R マップは以下のウェブサイトよりご利用いただけます。  
<http://www.prtrmap.nite.go.jp/prtr/top.do>

※ 1 : 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ( 平成 11 年 7 月 13 日法律第 86 号 )

※ 2 : 具体的な化学物質の名称は [http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/new\\_class1.html](http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/new_class1.html) を参照

※ 3 : 対象業種 ( 燃料小売業、製造業、電気業、下水道業などの 24 業種 ) に属する常用雇用者 21 名以上の事業者のうち、法律に指定された化学物質を一定量以上取扱う事業所

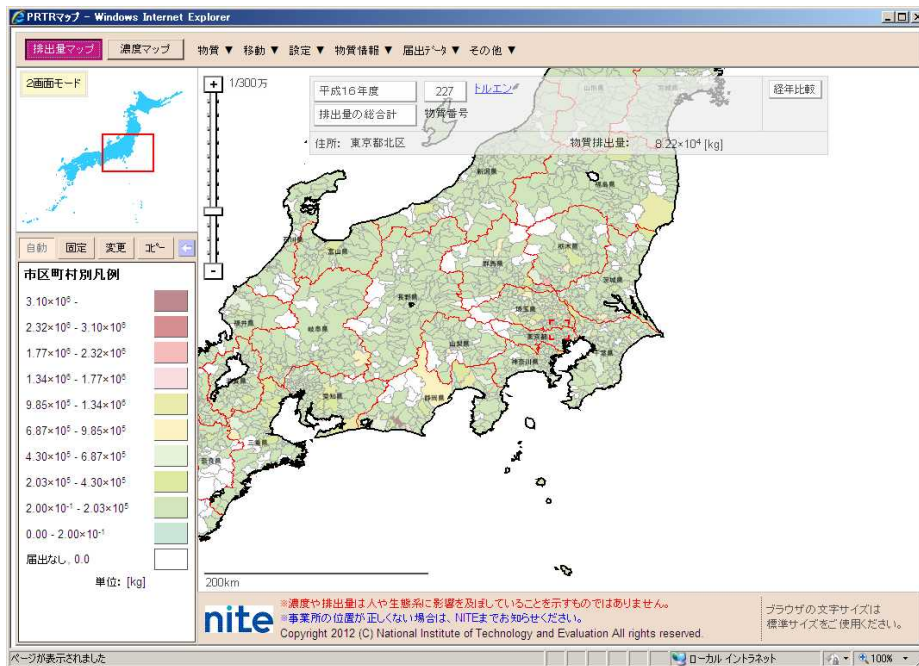
### お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター所長 木井 保夫  
リスク管理課 担当者 澤田、米山  
電話 : 03-3481-1967 FAX : 03-3481-1959

(参考) PRTRマップ

● 排出量マップ

届出対象事業所から報告された化学物質の排出量を地域ごと（市区町村単位）に表示する（下図はトルエンの排出量マップ）



● 濃度マップ

届出対象及び届出対象外の事業所、家庭や自動車等の乗り物などからの排出量を基に推定された大気中の化学物質の濃度を5 km平方のメッシュごとに表示する（下図はトルエンの濃度マップ）

